

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(金目競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
土木積算システム用サーバー一式借入及び保守	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	株式会社HBA 北海道札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	8430001022439	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度のリース期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、リース期間満了まで継続して契約する必要があるため	36,668,280	36,668,280	100.00%		単備契約
用地管理システム用サーバー一式借入及び保守	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度のリース期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、リース期間満了まで継続して契約する必要があるため	1,174,800	1,174,800	100.00%		単備契約
自然環境データベースサーバ関連機器一式の借入及び保守	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度のリース期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、リース期間満了まで継続して契約する必要があるため	1,240,800	1,240,800	100.00%		単備契約
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	6010405003434	・会計法第29条の3第4項 ・(独)国立印刷局が唯一の官報発行機関であるため。	8,644,290	8,644,290	100.00%		単備契約
港湾WANセキュリティ機器・海象観測データ利用システムサーバー一式借入及び保守	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度のリース期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、リース期間満了まで継続して契約する必要があるため	2,098,800	2,098,800	100.00%		単備契約
漁港海象データ表示システムサーバー一式借入及び保守	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度のリース期間を前提に一般競争による契約を締結したものであり、リース期間満了まで継続して契約する必要があるため	2,072,400	2,072,400	100.00%		単備契約
令和5年度 北海道開発局MAFFネットワークサービス接続業務(単備契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2丁目3番1号 大手町ビル3F	7010001064648	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、当局における農業農村整備事業総合支援システムの利用に伴い、農林水産省内で運用されているネットワーク環境への接続が必要となることから、その接続に必要な知識及び経験を有しているMAFFネットワークサービスを利用するものであるが、このネットワーク環境は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から提供されるネットワークサービスにより構築されている。よって、このサービスを提供するエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社以外の者にサービスの実施を行わせることは不可能であり、本業務を履行する上で必要とされる条件を満たす唯一の者であることから、随意契約の相手方として選定するものである。	1,984,400	1,984,400	100.00%		単備契約
北海道開発局例規集データベース更新外業務(単備契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	第一法規株式会社 東京都港区青山2丁目11番17号	7010401017486	・会計法第29条の3第4項 ・本システムの開発者である第一法規株式会社(以下「同社」という。)は、これまでの本システムの運用及び更新に携わっており、システム構築の際に必要な知識及び経験を有していることから、システムの運用及び更新における迅速な対応が可能である。また、設置するサーバが稼働しつつも、使用する本システムのプログラム及びデータベースについて、同社が著作権法第17条第1項に基づき著作権を有していることを問わず、著作権の行使についても意思を示している。以上のことから、同社は、本件の目的を満たすことのできる唯一の者であることが認められるため。	4,290,000	4,290,000	100.00%		単備契約
港湾施工管理システム回線接続(単備契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2	9011101031552	会計法第29条の3第4項 本業務は、港湾事務所が整備した「みなとカメラ」及び、埠頭保安管理者が整備した「埠頭監視カメラ」のカメラ映像を本局・本省へ配信する通信回線と、苫小牧港東港区国際コンテナターミナルで運用している「出入国管理情報システム」のデータ通信に必要な通信回線の利用契約を行うものである。港湾施工管理システムとは、港湾施設等の施工管理、防災や港湾保安の危機管理に際し、映像情報の伝達、船舶保安情報の関係機関への提供及び、国際埠頭で運用している出入管理システムの照合データ等を取り扱うものであり、本システムの利用に必要な全国の通信回線基盤網の整備は、KDDI株式会社が受注し専用回線による閉域ネットワークが構築され、以降も同社で回線の保守、障害監視、運用支援を行っている。このため、KDDI株式会社以外の者の回線を利用することは不可能であり、本業務を履行する上で必要とされる条件を満たす唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定によりKDDI株式会社を随意契約の相手方として選定するものである。	17,626,824	17,626,824	100.00%		単備契約
危機管理型水位計運用システム利用(単備契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	一般財団法人河川情報センター 東京都千代田区麹町1丁目3番地ニッセイ半蔵門ビル	3010005000132	・会計法第29条の3第4項 ・本件については、参照する全国の河川管理者が、危機管理型水位計運用システム(以下「運用システム」)を活用する必要があることから、国・地方公共団体間で取り決めを行い、(一)河川情報センターが構築した運用システムに集約し、また、(二)河川情報センターが管理運営監視として持っている。(一)河川情報センターは、河川に関する情報の収集・加工・提供を行う運用システムの知的財産権の所有者及び、河川情報に関する電気通信事業法による災害時優先通話機能の指定(H21年総務省告示第113号)を受けている唯一の団体であることから、随意契約を締結するものである。	8,226,792	8,226,792	100.00%		単備契約
企業情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	一般財団法人建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	4010005000180	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に係る情報及び同資格者等の専任監理技術者情報、建設業許可情報等の提供を受けるものであり、これらの情報を集約し提供している唯一の法人は同法人以外には見受けられないため、随意契約の相手方として選定するものである。	2,970,000	2,970,000	100.00%		
工事実績・測量調査設計業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5丁目2番20号	4010405010556	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	5,179,900	4,282,588	82.67%		
建設副産物情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5丁目2番20号	4010405010556	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	1,815,000	1,815,000	100.00%		
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	一般財団法人不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3階	50104050000762	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、宅地建物取引業に係る免許行政(国土交通本省、北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局及び全国47都道府県)が保有する宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の情報をデータベース化し、(2)当該データベースの運用管理等を図るものである。当該システムの運用については、国土交通省と7都道府県との間で取り決めにより、(一)不動産適正取引推進機構を管理運営機関として決定していることから、当該法人と随意契約を締結するものである。	2,131,529	2,131,529	100.00%		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
「インターネット行政情報サービス」(JAMP)提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	7010001018703	・会計法第29条の3第4項 北海道開発局では、様々な発生する事項を北海道開発局に反映するため、常日頃からの情報収集活動が非常に重要となっている。 ・選業者が有している情報提供内容は、各省大臣会見及び省長会見速報をはじめとする中央官庁・地方自治体の動静やニュース、リアルタイムな政治・社会ニュースなど、他のメディアにはない情報提供が、その提供迅速である。 ・また、当該情報提供内容が体系的に整理され、検索もやすくなっているため、随時の検索に適している。 ・このような業務の遂行に必要な行政ニュース等の情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、随意契約の相手方として選定するものである。	4,488,000	4,488,000	100.00%		
令和5年度全国道路施設点検データベース施設情報提供	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	一般財団法人日本みち研究所 東京都江東区本郷2丁目15番12号MAビル	8010605002135	会計法第29条の3第4項 国土交通省道路局が設置した学識経験者等で構成される「道路技術懇話会」での検討を踏まえ、道路施設のデータベースの整備及び管理運営を行う機関(以下、「DB管理運営機関」という。)について、「道路施設のデータベースを整備及び管理運営機関に関する公募」を令和3年7月から8月に実施した結果、同法人(8社)より申請があり、同懇話会において応募書類に開示した審議の結果、基礎データベースのDB管理運営機関として一般財団法人日本みち研究所が選定された。 「全国道路施設点検データベース」の利用契約は、基礎データベースのDB管理運営機関である「一般財団法人日本みち研究所」が一元的に実施しており、本件を履行できる唯一の機関であることから、上記相手方と契約を締結するものである。	2,541,000	2,541,000	100.00%		
共通自動車乗車券使用契約	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	札幌ハイヤー事業協同組合 札幌市中央区南8条西15丁目	4430005002390	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	北海道運輸局長認可料金による	北海道運輸局長認可料金による	100.00%		単価契約
(定期刊行物) * 北海道通信 購入	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	株式会社北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	8430001022158	・会計法第29条の3第4項 ・販売が発行元である(株)北海道通信社に限定され、一般に流通していないため。	3,888,000	3,888,000	100.00%		単価契約
北海道新聞ほか購読単価契約	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	有限会社北海道新聞中田専売所 北海道札幌市東区北11条東3丁目2-10	1430002024515	・会計法第29条の3第4項 ・再販売価格が維持され、供給元が同一の場合における出版元からの購入のため。	3,108,960	3,108,960	100.00%		単価契約 共同調達(当局分)
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことと主な内容としている。 ・本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、委託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常事態に伴う通行止め等が発生した場合には、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 ・公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者等において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 ・このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時において、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。	78,389,000	78,389,000	100.00%		
資材価格データ作成(建設物価外)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月6日	一般財団法人建設物価調査会 札幌市中央区北1条西4丁目1番地2	6010005018675	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	9,801,000	9,790,000	99.88%		
資材価格データ作成(積算資料外)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月6日	一般財団法人経済調査会 北海道札幌市中央区北一条西3丁目2番地	1010005002667	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	6,996,000	6,996,000	100.00%		
令和5年度 洪水予警報等作成システム改修作業	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月11日	東芝インフラシステムズ(株)北海道支社 北海道札幌市西区琴似4丁目1-2	2011101014084	会計法第29条の3第4項 本作業は、洪水予警報等における発表を全国統一し、内容の分かり易さ及び発表の迅速化を図るため、各地方整備局、報道府県、気象庁等と連携を行い、洪水予報・水位到達情報・水防警報・ダム放流通知・緊急速報メール配信等を行っている運用中の「洪水予警報等作成システム」において、システムの改良、改良プログラムの動作確認、及び運営サポート等を行うものである。本システムは水防法第10条「国の機関が行う洪水予報」として、洪水のおそれがあるときに気象台と共同して水位又は流量を示し、関係都道府県知事への通知や一般への周知を行うために使用する非常に重要なシステムである。 本システムは、アプリケーションソフトという性質上、プログラムのソースコード解析をすることなく改修することは困難であり、ソースコード解析が不十分な状態で追加・改修した場合、品質に支障をきたす可能性を否定できない。また、支障をきたす場合は、ソースコードまでの解析が必要になるが、本システム構築時に契約の相手方が構築したプログラムのソースコードは、契約書上提出物となっていないため、著作権者人格権(著作権法第20条(同一性保持権))を行使することをお断りしている。従って、上記業者が本業務を遂行できる唯一の業者である。	26,063,840	25,850,000	99.17%		共同調達(主幹幹事)
北海道におけるインフラツーリズム推進調査業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月20日	一般社団法人北海道開発技術センター 北海道札幌市北区北11条西2丁目2番17号 セントラル札幌北	2430005010809	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして特定した業者である。(企画競争方式)	11,973,859	11,968,000	99.95%		
北海道における外国人ドライブ観光客の周遊・滞在動向等データ整理業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月20日	(株)ナビタイムジャパン 東京都港区南青山3丁目8-38		・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして特定した業者である。(企画競争方式)	8,962,982	8,955,785	99.91%		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
日本風景街道広報広聴業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年5月11日	一般社団法人北海道開発技術センター 北海道札幌市北区北11条西2丁目2番17号 セ ントラル札幌北	2430005010809	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	9,592,000	9,592,000	100.00%		
河川技術講習会運営補助	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年5月18日	一般財団法人北海道河川財団 北海道札幌市北区北七条西4丁目5-1	5430005010343	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	9,933,000	9,900,000	99.66%		
北海道開発局管内農業用ダム安全性評価委員会運営等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年6月15日	一般財団法人日本水工総合研究所 東京都港区虎ノ門1丁目21番17号 虎ノ門NN ビル(現住所)	5010405010373	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	18,018,000	17,963,000	99.69%		
北海道開発局 環境保全地域づくり施策整理検討外業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年6月22日	パンフィックコンサルタンツ株式会社 札幌市北区北七条西一丁目2番地6(NCO札幌)	8013401001509	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	10,672,835	10,670,000	99.97%		
北海道の食料供給力強化に向けた輸送の全体最適化に関する調査	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年6月22日	株式会社ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央一条5丁目4番1号	5430001021765	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	9,977,000	9,955,000	99.77%		
北海道観光における移動分野のサステナブルツーリズム検討調査業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年6月29日	株式会社ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央一条5丁目4番1号	5430001021765	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	6,985,000	6,985,000	100.00%		
北海道開発局現場業務支援システム改良等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年6月29日	一般社団法人農業農村整備情報総合センター 東京都中央区日本橋富沢町10番16号	5430001021765	・会計法第29条の3第4項 ・農林水産省では、農業農村整備事業に伴う情報整備として、事業計画段階から 工事施工に至る事業実施、事業完了後の維持管理から次期事業への引継まで、 事業のライフサイクル全体の情報整備を効率的に行うため、農林水産省で運用し ている「農業農村整備事業総合支援システム(以下「NNシステム」という。))を導入 しており、現在、政府が進めるガバメントネットワーク環境に移行するための、シ ステムの改良作業を行っているところである。北海道開発局においても農林水産 省が提供するNNシステムを導入しているところであるが、農林水産省のシステム 改良に伴い、当局でもシステム改良が必要である。本業務は当局においてNNシ ステムを利用していくためには、農林水産省と同様、政府が進めるガバメントネッ トワーク環境に移行するためのシステムの改良を行う必要があるが、農林水産省の システムは、一般社団法人農業農村整備情報総合センターが、システム設計・開 発、運用構築をしているものである。よって、本業務のシステム改良は、一般社団 体法人農業農村整備情報総合センター以外の者に行わせることは不可能であり、本 業務を履行する上で必要とされる条件を満たす唯一の者である。	25,644,355	25,641,000	99.98%		
北海道開発局 脱炭素施策整理検討業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年7月20日	株式会社アルファエココンサルタンツ 北海道札幌市西区発寒九条14丁目516番336	3430001001109	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	6,996,000	6,996,000	100.00%		
小地域産業連関表の作成・経済分析等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年7月27日	株式会社北海道二十一世紀総合研究所 北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	6430001009859	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	2,585,000	2,574,000	99.57%		
北海道価値創造パートナーシップ交流活性化検討業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和5年9月21日	公益財団法人はまなす財団 北海道札幌市中央区北五条西6丁目2番地の2	9430005010380	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして 特定した者である。(企画競争方式)	1,892,000	1,889,030	99.84%		
メニュー管理システム改良等業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和6年2月1日	東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道札幌市西区琴似4条2-1-2	7010401052137	・会計法第29条の3第4項 ・メニュー管理システム(以下、「本システム」という。))は、これに連携する複数の業務シ ステムの利権限定、利用権管理、ログイン情報管理、利用者権限の業務メニュー表示、 更新プログラム配信等の機能を有する既製品のシステムであり、現在クライアントPCのOSが Windows 10の環境下で稼働している。 令和6年9月以降に納入されるクライアントPCはWindows 11となる予定であることを踏まえ、 本業務では、クライアントのOSがWindows 11となった環境下においても、問題なく動作す るか検証を行い、また、これに合わせて、将来的にサポートの継続が保証されていない現在の 動作ブラウザであるMicrosoft EdgeのIEモードから、Microsoft Edgeネイティブで稼働するた めに必要な改良を行うことを目的とするものである。 本システムは、平成15年度に東芝デジタルソリューションズ(株)との間で「プログラム使用 許諾契約」を締結することによってライセンスを取得しており、当局は本システムの使用権は 有しているが、著作権及び所有権については有しておらず、本システムの著作権者である東 芝デジタルソリューションズ(株)が、本業務履行可能な唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項及び会計法第102条の4第3項の規定に基づ き、上記の者を随意契約の相手方として選定するものである。	21,474,310	21,395,000	99.63%		

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
防災用携帯電話機購入	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和6年2月15日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社北海道支社 北海道札幌市中央区北1条西14丁目6	7010001064648	・会計法第29条の3第4項 ・北海道開発局防災業務計画上、災害時通信手段については、有線・無線系、地上系・衛星系による通信路の多ルート化の推進を図るとともに、緊急情報連絡用の回線として携帯電話、衛星通信移動局等の移動通信回線を活用することとされており、防災用携帯電話機を担当職員に貸与している。現在、当部が保有する防災用携帯電話機のうち、故障修理受付が終了した機種については、故障が発生した場合、その都度代替機種の選定・購入等の手続きを要し、故障等が発生した場合、業務に大きな支障が生じることから毎年度計画的に順次機器の更新を行っている。防災用携帯電話機については、NTTコミュニケーションズ株が提供する「あんしんマネージャーNEXT」(端末状態の監視、緊急時に携帯電話会社を介さず回線停止が可能など)を使用し一括管理を行っている。そのため、更新後の機器についてもNTTコミュニケーションズ株が提供するNTTコモモの既存回線を使用し「あんしんマネージャーNEXT」にて設定作業のうえ管理を行う必要があるが、これらの対応が可能なのは既存回線を提供しているNTTコミュニケーションズ株のみである。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、NTTコミュニケーションズ株と随意契約を締結するものである。	2,744,940	2,744,940	100.00%		
ホタテ稚貝養殖におけるブルーカーボン推進の可能性検証等調査	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和6年2月22日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画案書の詳細において、調査等に必要とされた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	44,068,024	42,900,000	97.34%		

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。